

令和2年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A（令和2年1月31日掲載）

| NO | 種別 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------|--|---|
| 152 | 2 基本事項（仕様書第1及び第2関係） | <p>【仕様書第1の5 支援対象者(2)】 「40歳代無業者」について、例えば、30歳代後半でサポステ利用を開始し、支援中に40歳代になった場合は、再登録や登録の区分け等を行い、「40歳代無業者」支援対象者とわかる様にする手続きがあるのでしょうか？また、特段手続きが無く就職等の結果になった場合、提案書【1】の（4）事業目標の<i>A</i>就職等率（若年無業者等）と、<i>I</i>就職等率（40歳代無業者）のどちらに反映されるのでしょうか？</p> | <p>支援途中で40歳代になった場合の再登録や登録の区分けについては、システムでどこまで対応できるか検討中。実績の取り方については、最終的には事業の運用状況等を勘案し決めることとしているが、現時点では、就職時年齢で区分けすることを想定している。（つまり39歳時で登録、40歳時に就職した場合、40歳代無業者の就職実績となる）</p> |
| 153 | 2 基本事項(仕様書第1及び第2関係) | <p>【仕様書第2の1(3)相談支援窓口の名称】 「サポステ・プラス」の名称は、併記となっているため、正式名称は「〇〇若者サポートステーション」「地域若者サポートステーション〇〇」となり、看板やチラシなどに「サポステ・プラス」を併記するというので良いか。</p> | <p>正式名称は従来どおり「〇〇若者サポートステーション」「地域若者サポートステーション〇〇」としていただきつつ、看板やチラシなどに「サポステ・プラス」を併記する形で差し支えない。</p> |
| 154 | 2 基本事項(仕様書第1及び第2関係) | <p>【仕様書第2の1(3)相談支援窓口の名称】 「サポステ・プラス」の名称の窓口を別途設けるなど、・・・とありますが、サポステ事業とは別に、問い合わせ先や場所等を設けるということでしょうか？別途窓口として、どの様な想定でしょうか？</p> | <p>サポステ事業として、従来の若者向けの窓口とは別に40歳代向けの窓口を物理的に用意するという趣旨だが、「など」とさせていただいているとおり、あくまで例示であるため、必須ではない。40歳代でもサポステが利用できるようになったということと、「サポステ・プラス」の名称を使用し積極的に周知し、利用促進に努めていただきたいという趣旨。</p> |
| 155 | 5 事業費関係（仕様書第5関係） | <p>【仕様書第5の2(2)カ謝金】 Q&A No.103に「外部講師への謝金は税込み1万円まで」と書いてありますが、ここでいう税込みとは、消費税ではなく所得税を指しているのでしょうか？積算内訳エクセルシートには「日額1万円（所得税込み）までの謝金」となっていますので消費税10%を入れると11,000円までという解釈で合っていますか？</p> | <p>謝金の税込み1万円という税込みとは所得税のことを指している（源泉徴収前の金額が1万円までという意味）。委託事業に係る消費税は調達対象となる役員全体にかかるため、体制費及び事業費全体に消費税10%を乗ずることとなる。</p> |
| 156 | 5 事業費関係（仕様書第5関係） | <p>【仕様書第5の3(2)若年無業者等集中訓練プログラム事業 事業費算定基準】 若年無業者等集中訓練プログラム事業の事業費算定基準の金額が基本事業費60000円（税抜き）となっていますが、積算内訳書への記載の際は、60000円を税込みとして扱っています。合宿事業費の扱いも同じです。どちらが正しいのでしょうか。</p> | <p>仕様書に定める若年無業者等集中訓練プログラム事業の事業費算定基準の金額が基本事業費及び合宿事業費は税抜き価格である。そのため、委託要綱別紙2の積算内訳も「1 事業費」と「2 消費税」とで区分を分けている。例えば、仕様書第5の3(2)ウ(ア)のプログラムに3名参加する場合、積算内訳には、1 事業費（1）基本事業費に6万円×6月×3人＝108万、（2）合宿事業費に4万円×6月×3人＝72万円の合計180万円、2 消費税がその10%の18万円となり、【合計】が198万円となる。</p> |
| 157 | 8 提案書関係（提案書用様式関係） | <p>【1】(4)「<i>A</i> 就職等率(若年無業者)」及び「<i>I</i> 就職等率（40歳代無業者）」 就職等率（40歳代無業者）には、現在支援中の利用者が40歳になった場合も含まれるのでしょうか？</p> | <p>No.152のとおり、就職時の年齢で区分する予定であるため、就職等率（40歳代無業者）に含まれる。</p> |
| 158 | 8 提案書関係（提案書用様式関係） | <p>【1】(4)「<i>ケ</i> アウトリーチ支援件数」及び「<i>コ</i> サポステへの誘導件数」 ここでいうアウトリーチは、①福祉機関へのアウトリーチ、②高校中退者等のアウトリーチ型支援、③従来行っている出張相談、のどの件数を指しているのか。</p> | <p>ここでいうアウトリーチは、①～③全ての件数を計上いただきたい。</p> |